

薬生食輸発0611第1号  
令和2年6月11日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム産きだちとうがらしのヘキサコナゾール)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和2年6月9日付け薬生食輸発0609第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査においてベトナム産きだちとうがらしからヘキサコナゾールを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正する。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、行政検査にて対応することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きだちとうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	トリシクラゾール、プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きだちとうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	—	トリシクラゾール、プロピコナゾール、 <u>ヘキサコナゾール</u>	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるトリシクラゾール、 <u>基準値（0.01ppm）を超えるプロピコナゾール及び基準値（0.01ppm）を超えるヘキサコナゾール</u> が検出されるおそれがあるため。

に改める。